

■授業料に対する助成制度■



聖隸クリリストファー高等学校

【1】私立高等学校等就学支援金

家庭の教育費負担を国が支援する制度で、申請・届出により認定されればどなたでも受給することができます。

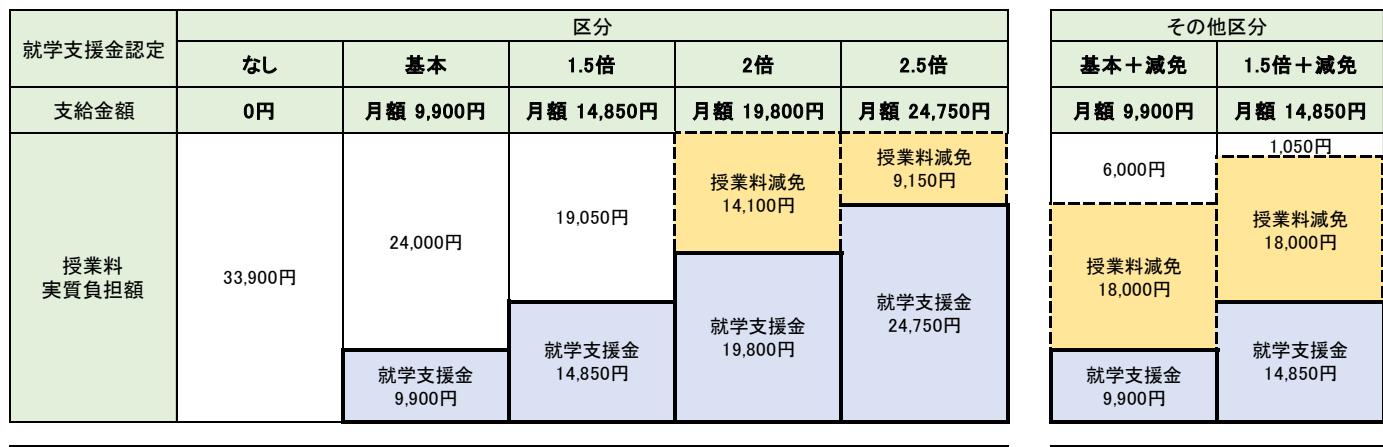
- ①保護者（親権者）の「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合計により区分および支給金額が決定されます。

【就学支援金支給金額】

道府県民税所得割額 市町村民税所得割額 <保護者の合計>	年収の目安	就学支援金の区分および 支給金額		備考
		区分	支給金額	
507,000円未満	910万円未満 程度	基本	月額 9,900円	
257,500円未満	350~590万円 程度	1.5倍	月額 14,850円	
85,500円未満	250~350万円 程度	2倍	月額 19,800円	
0円（非課税）	250万円未満 程度	2.5倍	月額 24,750円	2倍加算または2.5倍 加算対象者は、別途授 業料減免（月額上限 18,000円免除）の対 象となる予定です。 詳しくは【2】をご参 照ください。

- ②申請・届出時期及び支給期間は下記の通りです。（最大36ヶ月まで受給可）

回数	申請・届出時期	支給期間		支給月数
1回目	高1(4月)	高1(4月)～高1(6月)		3ヶ月
2回目	高1(6月)	高1(7月)～高2(6月)		12ヶ月
3回目	高2(6月)	高2(7月)～高3(6月)		12ヶ月
4回目	高3(6月)	高3(7月)～高3(3月)		9ヶ月



授業料実負担額	33,900円	24,000円	19,050円	0円	0円	6,000円	1,050円
---------	---------	---------	---------	----	----	--------	--------

道府県民税所得割額 + 市町村民税所得割額	507,000円 以上	507,000円 未満	257,500円 未満	85,500円 未満	非課税		
年収目安	910万円 以上程度	590~910万円 程度	350~590万円 程度	250~350万円 程度	250万円 未満程度		

【2】授業料減免（静岡県高等学校授業料減免費補助金）

静岡県高等学校授業料減免費補助金並びに聖隸クリストファー高等学校授業料等減免規定に基づき、以下の要件に該当する場合には、授業料の一部（月額上限 18,000 円）の免除を申請することができます。

＜対象＞ ①・②のいずれかに該当する場合

①	就学支援金受給対象者で、保護者等の「道府県民税所得割」および「市町村民税所得割」の合計額が 85,500 円未満である者 ＜就学支援金受給資格認定で 2.5 倍加算または 2 倍加算として認定された方＞
②	保護者または里親の生活困窮程度が静岡県私立学校経営費補助金交付算定基準要領（下記参照）に該当する者（下記のア）～キ）の申請要件のうちいずれかを満たす方＞

＜支給金額＞ **月額上限 18,000 円**

○授業料等納付金の減免申請要件（静岡県補助金交付規則及び高等学校授業料減免費補助金交付要綱による）

授業料減免申請要件	提出証明書類
ア) 所得税法の規定により、所得税を納付しないこととなる方	※これに該当する方は就学支援金をご申請ください (就学支援金申請を行うことで授業料減免も受給可)
イ) 生活保護法に規定する要保護者、又はこれに準ずる程度に困窮するに至った者	<input type="radio"/> 生活保護証明書 <input type="radio"/> 所得証明書 <input type="radio"/> 住民票
ウ) 扶養者が、地方税法の規定により、市町村民税を納付していない方又は均等割のみを納付している方	※これに該当する方は就学支援金をご申請ください (就学支援金申請を行うことで授業料減免も受給可)
エ) 扶養者が国民年金法の規定により、国民年金の保険料の納付を免除されている方	<input type="radio"/> 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 <input type="radio"/> 住民票
オ) 生計を同じくしている方が、児童扶養手当法の規定により児童扶養手当の支給を受けている場合	<input type="radio"/> 児童扶養手当証書 <input type="radio"/> 住民票
カ) 生計を同じくしている方が、就学援助についての国の援助に関する法律の規定により市町村から就学援助を受けている場合	<input type="radio"/> 就学援助児童生徒認定証明書等 <input type="radio"/> 住民票
キ) 入学後、天災、人災その他の災害により住居に損害を受け、県知事が必要と認めた方	<input type="radio"/> 被災を確認できる書類 <input type="radio"/> 所得証明書 <input type="radio"/> 住民票

【3】静岡県私立高等学校奨学給付金（各都道府県）

静岡県が一定の所得以下の世帯（非課税世帯または生業扶助世帯）に対し、教育経費を支援するために支給する一時金です。

＜対象＞

市町村民税所得割が非課税（0 円）または生業扶助（生活保護）の決定を受けている世帯であること。

＜支給金額＞

世帯構成等に応じて奨学給付金を支給（私立全日制高校の場合：**年 52,600 円～138,000 円**／前年実績参考）

【4】各自治体による授業料補助（豊川市／豊橋市／新城市）

豊川市・豊橋市・新城市より本学へ進学した生徒を対象に授業料補助金（一時金）が支給されます。
(保護者等の住所が各市内にあり、かつ授業料負担者の収入が各自治体の定める所得基準に該当する場合に授業料補助金が支給されます)

家庭状況等により受給条件が異なります。各助成制度についての詳細は総務部へお問合せください。